

きよ じゅう せい ど

あんしん居住制度

令和6年7月
月払いタイプ改定版

亡くなった後
身内に迷惑を
かけたくない

これなら
一人暮らしも
あんしんね

A 見守りサービス

住み慣れた住宅
住み続けたい地域での
あんしん生活を
支えます！

B 葬儀の実施

C 残存家財の片付け

高齢者等とご家族、大家さんなど、みなさまの不安を解消します。
(東京都にお住まいの方が対象です (島しょは除く)。)



公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

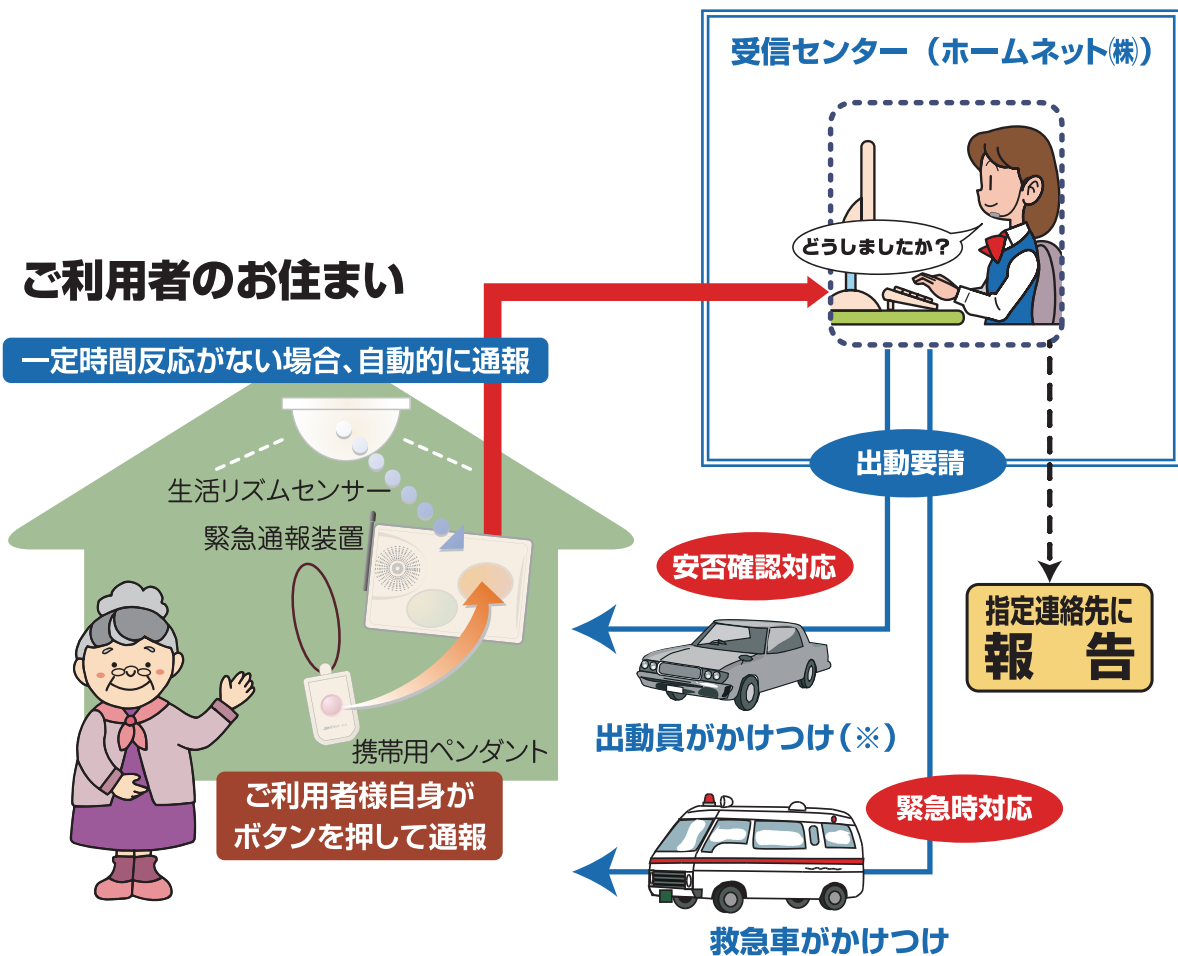
A

見守りサービス

【契約期間 = 1年間】

- あんしんして生活できるよう、安否の確認や緊急時の対応サービスを行うものです。**(室内のみのサービスです。)**
- 「生活リズムセンサー」「緊急通報装置」「携帯用ペンダント」の3つで対応します。

ご利用者のお住まいから、受信センターへの通報とかけつけのしくみ



※ 安否確認を行う出動員は、専門の教育課程を終了し、緊急時における対処法の知識がありますので安心です。

生活リズムセンサー

室内のよく通る場所の天井や壁に設置します。

20 時間、反応がなかった場合、自動的に受信センターに通報されます。



(直径約 15cm 設置イメージ)

緊急通報装置

固定電話の近くに設置します。



携帯用ペンダント

就寝時には枕元に、入浴やトイレ時には壁などに掛けておけば安心です。

使用できる範囲はご自宅内に限ります。ペンダントは防水ではありません。



外泊ボタン

24 時間無料電話相談
看護師等が、健康・医療に関する相談に応じます。

緊急ボタン

緊急時に、お住まいへ入室する場合に備え、

① または ② の方法をあらかじめ指定していただきます。

① 指定連絡先に
カギを預ける。

② 「キーボックス」を購入する (別途費用 9,900 円)
合鍵を保管しておき、かけつけた出動員が、
暗証番号を入力して、開錠します。

① または ② の方法で入室できない場合や、室内を確認できない場合

- * あらかじめ承諾いただいた場所 (窓ガラス等) を破壊して入室します。
- * 原則として警察・消防等の立ち会いのもとに行ないます。
- * 破壊した場合の費用はご利用者負担となります。
- * オートロックシステムのマンション等にお住まいの方はご利用出来ない場合もあります。



電話回線について

- ※1 見守りサービスの加入には、固定電話回線 (市外局番03または042) が必要です。
- ※2 無線電話 (KDDI ホームプラス電話、ソフトバンクおうちの電話等) は利用できません。
- ※3 光、ADSL、IP 電話等をご利用の方は、事前にご相談ください。別途工事や費用が必要な場合があります。

訪問電話サービス 希望者のみ

2 週間に一度、ご指定の時間帯に、ご利用者宅へ電話連絡をいたします。
年間+ 5,750 円の有料サービスです。

B 葬儀の実施

●ご契約いただいた方がお亡くなりになった場合、葬儀（火葬のみ）を手配します。

■ サービスの流れ

死亡の連絡の受信 ホームネット(株) (24時間対応) または まちづくりセンター

葬儀の実施方法等を確認 ホームネット(株)が指定連絡先に確認します。

実施の内容

- 死亡診断書の受け取り
- 区市町村への死亡診断書の提出と火葬（埋葬）許可書の交付申請手続き
- 病院等から火葬場等への遺体搬送（寝台車両費用含む）
- 火葬（火葬費用・火葬場費用含む）
- 指定連絡先又はご親族への遺骨の引渡し（骨壺含む）

読経や告別式などは費用に含まれません。

希望される場合は、あんしん居住制度契約後、東京福社会とご相談ください。

◎ 遺骨を引き取る方がいない場合や、お墓をお持ちでない場合

東京福社会の「慰霊堂」に合祀させていただきます。
別途費用はいただきません。

◎ 遺骨をご指定の霊園・寺院へ郵送ご希望の方

事前に霊園・寺院の承諾と納骨費用等の支払手続完了
の場合は、郵送料実費負担でご遺骨の郵送が可能です。



慰霊堂 (埼玉県入間郡毛呂山町)

○ ご注意

葬儀の実施はご契約者ご本人のみとなります。ご親族のご遺骨やお位牌をお持ちの場合はご生前の納骨等のご対応をお願いします。

またペットをお連れの方は、早目の引取先へのお渡しをお願いいたします。

C 残存家財の片付け

ご契約いただいた方がお亡くなりになった場合、以下の手順で残存家財の片付けを手配します。

■ サービスの流れ

死亡の連絡の受信 ホームネット(株) (24時間対応) または まちづくりセンター



家財の片付け方法等を確認 ホームネット(株)が指定連絡先に確認します。

家財の状況を確認 指定連絡先の方とホームネット(株)が立会います。

- 荷物量の把握
- 片付けを行う日（実施日）を決定



ご契約者様があらかじめ指定した物品や、金銭等（貴重品を含む）は、実施までに指定連絡先の方に引き取っていただきます。指定連絡先がない場合は、まちづくりセンターが1年間保管いたします。



実施日に住宅内に残っている家財をすべて片付けます。

- 持ち家の方は、①預り金タイプのみのご利用となります。
②指定連絡先を立てられない方は契約をすることができません。
- ご契約時のお住まいの状況によっては、片付けをお引き受けできない場合があります。
- 死亡時のサービスのため、引越しにはご利用できません。（施設への入居、他県への転居時にご解約となります。）
- ペット、位牌、仏壇、神棚等は生前のご対応をお願いいたします。
- お住まいの賃貸借契約や電気、水道等の解約手続きは行っておりません。
- まちづくりセンターが保管した金銭等について、1年経過しても相続人等への引渡しができないときは、まちづくりセンターの公益事業会計にご寄付いただきます。

■ 預り金タイプのご案内

預り金タイプとは…

- ・ 1年毎にお支払いいただく前払い金でのA見守りサービス
 - ・ ご契約時にお支払いいただくお預り金での、お亡くなりになった後のB葬儀の実施及びC残存家財の片付け
- これらABC3つのサービスを行なうものです。

組合せOK

ABC3つのサービスは、単独でも、組合せ（セット）でも、ご利用できます。

ご利用要件

東京都（島しょを除く）にお住まい、あるいはこれからお住まいになる方

- 年齢制限はありません。
- ご契約にあたっては、お住まい等の調査にお伺いいたします。
- B葬儀の実施を申し込む方は、本籍の記載のある住民票が必要です。
- C残存家財の片付けを申し込む方は、お住まいの面積が確認できるものをご用意いただきます。

<賃貸住宅>賃貸借契約書、使用許可書（公営の場合）、面積・寸法の入った図面等

<持ち家>建物登記簿謄本、面積・寸法の入った図面等

注：ご契約者様が東京都外（島しょを含む）に転出された場合は、ご契約は解約となります。東京都内で転居された場合（島しょを除く）は、解約または契約変更等の手続きが必要となります。

□ A見守りサービス（単独での申込み）料金のご案内 （税込み）

サービス内容	A見守りサービス
契約期間	1年（更新可能）
ご契約時及び更新時（1年毎）に必要な費用	55,700円
	(内訳) サービス利用料（P7☆1） 49,100円
	事務手数料 6,600円
<p>注1：毎年の更新料（サービス利用料＋事務手数料）は55,700円となります。なお、経済事情の変動により費用が変更になる場合があります。</p> <p>注2：A見守りサービスのオプション「訪問電話サービス」をご利用の場合、サービス利用料に5,750円が加算となります。</p> <p>注3：1年以内の中途解約、住所変更による機器移設の場合には、機器設置費16,500円＋機器撤去費5,500円＝合計22,000円をご負担いただきます。</p>	

□ **B葬儀の実施（単独での申込み）料金のご案内** (税込み)

サービス内容	B葬儀の実施	
契約期間	5年（更新可能）	
ご契約時に必要な費用	352,000円	
	(内訳) 預り金 (P7,8☆2)	297,000円
	事務手数料	55,000円
更新時（5年毎）に必要な更新料	事務手数料	55,000円
注：更新時に預り金はそのまま継続します。なお、経済事情の変動により費用が変更になる場合があります。		

□ **C残存家財の片付け（単独での申込み）料金のご案内** (税込み)

サービス内容	C残存家財の片付け	
契約期間	5年（更新可能）	
ご契約時に必要な費用	預り金（面積別料金）+ 事務手数料 55,000円	
	預り金（面積別料金）（P7,8☆3）	
	住宅面積	預り金(サービス利用料)
	～20㎡未満	154,000円
	20㎡～30㎡未満	231,000円
	30㎡～40㎡未満	308,000円
	40㎡～50㎡未満	385,000円
	50㎡～60㎡未満	462,000円
	60㎡～70㎡未満	539,000円
	70㎡～80㎡未満	616,000円
	80㎡以上	別途ご相談
※ 面積別料金は、賃貸住宅・持ち家共通です。		
更新時（5年毎）に必要な更新料	事務手数料	55,000円
注：更新時に預り金はそのまま継続します。なお、経済事情の変動により費用が変更になる場合があります。		

□ **A見守りサービス＋B葬儀の実施＋C残存家財の片付け（セットでの申込み）料金のご案内**

（税込み）

サービス内容	A見守りサービス＋B葬儀の実施＋C残存家財の片付け
契約期間	Aは1年、B・Cは5年の組合せ（それぞれ更新可能）

ご契約時に必要な費用

下記内訳の合計額

(内訳) Aサービス利用料(☆1)	49,100円
B葬儀の実施預り金(☆2)	297,000円
C残存家財の片付け預り金(☆3)	面積別料金
事務手数料	<u>22,000円</u>

注1：C残存家財の片付けの預り金（面積別料金）は、6ページに記載の金額となります。

注2：事務手数料は、A・B・Cサービスの合計で、22,000円とお安くなります。

A更新時（1～4年目）に必要な更新料 Aサービス利用料

49,100円

ABC更新時（5年目）に必要な更新料

71,100円

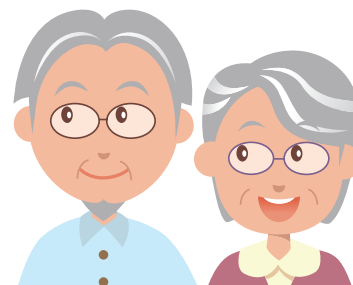
(内訳) Aサービス利用料(☆1)	49,100円
事務手数料	<u>22,000円</u>

注：更新時に預り金はそのまま継続します。なお、経済事情の変動により費用が変更になる場合があります。

注：A・BセットまたはA・Cセットのご契約も可能です。

上記の「ご契約時に必要な費用」(内訳)からご契約をされない（不要な）B（☆2）またはC（☆3）の預り金を除いた金額が、ご契約時の費用となります。

事務手数料は、A・BセットまたはA・Cセットの合計で、22,000円とお安くなります。



□ **B葬儀の実施 + C残存家財の片付け（セットでの申込み）**
料金のご案内 （税込み）

サービス内容	B葬儀の実施 + C残存家財の片付け
契約期間	5年（更新可能）
<p>ご契約時に必要な費用</p> <p>B（297,000円） + C（面積別料金） 預り金(☆2) 預り金(☆3)</p> <p style="text-align: right;">+ 事務手数料55,000円</p> <p>注1：C残存家財の片付けの預り金（面積別料金）は、6ページに記載の金額となります。</p> <p>注2：事務手数料は、B・Cサービスの合計で、55,000円とお安くなります。</p> <p style="text-align: right;">更新時（5年毎）に必要な更新料 事務手数料 55,000円</p> <p>注：更新時に預り金はそのまま継続します。なお、経済事情の変動により費用が変更になる場合があります。</p>	

□ **連名契約 料金のご案内** （税込み）

サービス内容	BまたはB・Cセットのご契約については、同一住居にお住まいの方（ご夫婦等）のみ、連名契約ができます。事務手数料がさらにお安くなります。
契約期間	5年（更新可能）
<p>ご契約時に必要な費用</p> <p>B葬儀の実施・C残存家財の片付けのセットの連名契約の場合</p> <p>B（297,000円×2人） + 事務手数料77,000円 預り金(☆2)</p> <p>B葬儀の実施の連名契約の場合</p> <p>B（297,000円×2人） + C（面積別料金） 預り金(☆2) 預り金(☆3)</p> <p style="text-align: right;">+ 事務手数料77,000円</p> <p>注1：C残存家財の片付けの預り金（面積別料金）は、6ページに記載の金額となります。</p> <p>注2：事務手数料は、2人の合計で、77,000円とお安くなります。</p> <p style="text-align: right;">更新時（5年毎）に必要な更新料 事務手数料 77,000円</p> <p>注：更新時に預り金はそのまま継続します。なお、経済事情の変動により費用が変更になる場合があります。</p>	

■ 月払いタイプ(賃貸住宅のみ)のご案内

月払いタイプとは…

月々のサービス利用料金をお支払いいただくことで、亡くなった後、葬儀の実施・残存家財の片付けセットのサービスを行うものです。

ご利用要件

東京都(島しょを除く)にお住まい、あるいはこれからお住まいの方で、以下の条件を、全て満たした方が対象です。

- 契約時点で、**79歳以下**の方
- 東京都内の50㎡未満の**賃貸住宅(戸建住宅を除く)**に居住
あるいはこれから居住する方
- 以下の①～③の告知事項すべてに該当する方

【告知事項】

ご記入いただいた内容が事実と違っていた場合には、契約解除やサービスを受けられないことがあります。告知事項は、必ず契約者ご本人が、事実をありのままに正確に申告していただきます。

- ① 現在、入院中もしくは医師から入院による治療を勧められていないこと。
- ② 現在、日常生活において介護を要する状態ではないこと。
- ③ 過去2年以内に疾病による5日以上継続した入院をしていないこと。

契約時必要書類 ①・本籍の記載のある住民票
②・賃貸借契約書または使用許可書(公営の場合)
③・賃貸借面積のわかる書類または図面
(②に記載があれば不要)

ご注意ください

- 預り金の分割払いではなく、月々の利用料をお支払いいただくものです。
- いただいた料金は、原則お返しできません。
- 契約更新時に、利用料金が変更になる場合があります。
- 状況により、更新できない場合があります。
- ご夫婦等でお申し込みの場合は、お一人ずつのご契約となります。

■ 月払いタイプ 料金のご案内

サービス内容（1種類）	B葬儀の実施・C残存家財の片付けセット
契約期間	1年（更新可能）

住宅面積	毎月の利用料	1年ごとの事務手数料
20㎡未満	4,000円	11,000円
20㎡～50㎡未満	5,000円	11,000円
50㎡以上	月払いの設定はありません。 預り金方式をご利用ください。	

【契約時に必要な費用】 毎月の利用料2ヵ月＋1年ごとの事務手数料 ※契約申込み時に財団口座へお振込みとなります。	
20㎡未満	19,000円（4,000円×2ヵ月＋11,000円）
20㎡～50㎡未満	21,000円（5,000円×2ヵ月＋11,000円）

【毎月の利用料】 ※3ヵ月目から口座引落としになります。	
20㎡未満	4,000円
20㎡～50㎡未満	5,000円

【更新時の費用（1年毎）】 毎月の利用料1ヵ月＋1年ごとの事務手数料 ※契約月は事務手数料の引落としがプラスになります。	
20㎡未満	15,000円（4,000円＋11,000円）
20㎡～50㎡未満	16,000円（5,000円＋11,000円）

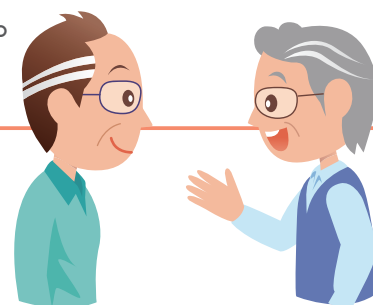
注1：経済事情の変動により費用が変更になる場合があります。

注2：口座引落としは前月の27日（例：4月分は3月27日）になります。

● あんしん居住制度 ご利用までの流れ



- **指定連絡先**とは、ご契約者様からのお申し出により指定された、常時連絡のとれる方です。親族、友人、隣人、成年後見人など、1人または複数の方を指定することができます。
- ご契約者様がお亡くなりになった後、葬儀や残存家財の片付けにご協力をいただきます。
- また、残存家財の片付けにあたり、ご契約者様があらかじめ指定した物品や残された金銭等をお受け取りいただきます。
- **持ち家の方は**、ご契約者様以外の方でお住まいの鍵を保管している方（相続人、財産管理者など）を指定連絡先として届け出なければなりません（ご契約にあたり**必須**です）。



注1： 指定連絡先の変更や追加があった場合は、その都度ご連絡いただきます。

- 注2： ①配偶者・子・孫だけでなく、親・兄弟姉妹・甥姪は、法定の相続人になります。相続人のいる方は、指定連絡先として、届け出をお願いします。
- ②成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、財産管理者、遺言執行者等が選任された場合は、指定連絡先として届け出なければなりません。

注3 指定連絡先の方が死亡、不明等で欠けてなくなった場合または指定連絡先の方を立てられなかった場合、まちづくりセンターが指定連絡先の業務を代行して、B葬儀の実施やC残存家財の片付け（お住まいの賃貸人、管理会社等に確認の上）を行います。その場合、ご契約者様が残された金銭等につきましては、まちづくりセンターが1年間保管いたします。1年経過しても相続人等への引渡しができないときは、まちづくりセンターの公益事業会計にご寄付いただきます（このことを、あらかじめ契約書にて、ご了解いただきます。）。なお、この場合でも、ご契約者様が生前に結んだ公共サービス等の契約、預貯金等の契約その他各種契約の解約処理、持ち家である場合の財産管理・処分など、残存家財の片付けに係るもの以外の処理は、ご契約に含まれません。

家財整理サービス

- まちづくりセンターでは、提携業者による家財整理サービスを行っております。(有料のサービス：施設入居・空き家向け)

空き家・実家の片付け

- ・ 親が他界し実家が放置されたまま
- ・ 実家が遠く管理が出来ない

施設等への入居が決まった

- ・ 最低限の荷物で引越し

遺品整理

- ・ 何から手をつければいいのか

特殊清掃

- ・ 損傷物件 / ペットの臭いが取れない

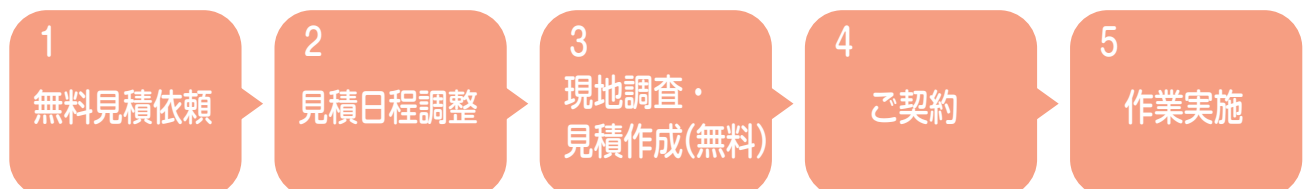
ゴミ屋敷

- ・ 物が溢れていて手がつけられない
- ・ 衛生面が心配



まずは無料見積から始めてみませんか？

- 無料見積もりからの流れ



注1：不要品は、提携業者にて買取らせていただくことも可能です。
(別契約での買取りとなります。買取りできないものもありますのでご注意ください。)

注2：対象は東京都内（島しょは除く）の住宅に限らせていただきます。

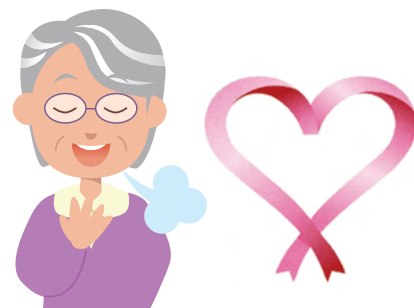
- 無料見積もりのご依頼は

まちづくりセンター TEL 03 (5989) 1784

にお電話ください。

「あんしん居住制度」を利用されている方の声

「あんしん居住制度」をご利用されている方から、次のようなお声をいただいております。



全般、見守りサービス

- ・ 子供は近くにいるが仕事をしているので、何かあってもすぐには駆け付けられない。

私は一人暮らしで持病があるので心配していたが、このボタンを押せば安否確認に駆け付けてくれるので、私自身も安心したが、子供も「よかったネ！安心したよ」と言ってくれております。

- ・ 「まちづくりセンター」は想像していたより大きな組織で、東京都と関係のある団体（公益財団法人）なので安心して申し込みました。

- ・ 私は脳疾患の後遺症により自宅療養中で昼間は一人で暮らしております。「見守りサービス」を申し込み、これで、一人でいるときの不安は解消しました。

葬儀・残存片付け

- ・ 自分が亡くなったあと、子供達にはなるべく面倒を掛けたくないと思っていたが、今夜から安心して眠ることができます。

- ・ お墓が無いのでどうしようかと思っていましたが、その時は慰霊堂が利用できて合祀していただけるよう手配してもらえるとのこと、申込んで本当に良かったです。

- ・ 甥姪はいるが、自分のことは最後まで自分で行いたい。「さすがだね、叔母さんらしい」と言われたい。

よくある質問

Q1 あんしん居住制度は東京都がおこなっている制度なのですか？

A 東京都の外郭団体である、まちづくりセンターが実施する制度です。

Q2 コロナやインフルエンザの感染がこわい、あるいは膝や足が痛い等の理由で、まちづくりセンター（新宿区）まで出かけられないのですが、契約することはできますか。

A 郵送でのご契約を行っています。またご事情により、ご自宅への訪問による契約も可能です。

Q3 亡くなってから契約することはできるのですか？

A ご本人との生前契約により、「葬儀の実施」「残存家財の片付け」を手配するものです。亡くなられた後に、ご本人以外の方が契約することはできません。

Q4 本人が、病気入院中の時は契約できますか。また本人が認知症の場合はどうですか。

A ご病気の方は、一旦ご自宅へ戻られて生活できる状況であれば契約可能です。認知症の方は親族や成年後見人など書類手続きや金銭管理を手助けしてくださる方が必要です。

Q5 保証人は必要ですか。

A 保証人ではなく指定連絡先を立てていただいております。詳しくは P11 の「指定連絡先について」をご覧ください。

Q6 解約はできますか。

A いずれのサービスも所定の手続きで解約できます。預り金方式の解約では、見守りサービス未利用月分や預り金の返金があります。

Q7 死亡後の諸手続き（住居の返還や電気・水道の解約等）もやってもらえるのですか。

A 見守りサービス・葬儀の実施・残存家財の片付け以外のサービスは行っておりません。親しい方へのご依頼や死後委任契約（司法書士や弁護士に依頼）など別途ご検討ください。

あんしん居住担当

受付時間 9:00～17:00まで
(土・日・祝日、年末年始を除く)

TEL 03(5989)1784

FAX 03(5989)1816

〒160-8353 新宿区西新宿7-7-30小田急西新宿 O-PLACE 3F



公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
<https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/>

